

## 八王子市 B 型肝炎特別接種実施要綱

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日施行

### （目的）

第 1 条 この事業は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種（以下、「定期予防接種」という。）のうち B 型肝炎について、やむを得ない事情により予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条の規定による対象者である期間内に接種を逸失した者に対して B 型肝炎ワクチン予防接種を実施し、キャリア化（継続感染）しやすく、将来、肝硬変や肝がんを発症するリスクを軽減することをもって、公衆衛生の向上及び保護者の負担軽減に寄与することを目的とする。

### （対象者）

第 2 条 この要綱で定める対象者は次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 接種日当日に八王子市に住民登録がある者
  - (2) 接種日当日に 1 歳（1 歳の誕生日の当日）から 2 歳（3 歳の誕生日の前日）までの者
  - (3) B 型肝炎ワクチン予防接種が 3 回完了していない者
- 2 HBs 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれがあり、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者については、前項の規定に係わらず対象者から除外する。

### （予防接種実施方法）

第 3 条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関（以下、「指定医療機関等」という。）への業務委託により行うものとし、指定医療機関等において実施する。

### （接種の方法）

第 4 条 接種の方法は予防接種法実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 21 条第 1 項の規定に準ずるものとする。ただし、B 型肝炎ワクチン既接種者については同項の規定による接種回数のうち不足する回数分とする。

### （申込方法）

第 5 条 申し込みは不要とし、第 3 条で定める指定医療機関等に保護者等が直接予約を行い、母子健康手帳および健康保険証等を持参することで接種を受けることが出来るものとする。

(接種費用)

第6条 接種に係る費用は無料とする。

(健康被害救済)

第7条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年（2002年）法律第192号）の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から施行する。